投　稿　規　定

平成 22 年 9 月 26 日改定

1. 投稿論文（原著、臨床報告）は国内外、学術非学術雑誌を問わず、他の出版物に投稿または掲載されていないものに限る。ただし、本会学術行事の事前抄録については、その限りではない。

・記述は和文または英文とし、かつ投稿要綱にしたがったものとする。

・ 投稿は原則として日本臨床歯周病学会会員に限られるが、本会および支部より依頼もしくは認可のある場合は、その限りではない。

2. 投稿内容は日本臨床歯周病学会年次大会および支部主催の研修会等において発表されたものを原則とするが、編集委員会が依頼したものあるいは認めたものは、その限りではない。
3. 投稿論文はヒトを対象とする場合にはヘルシンキ宣言の主旨に準拠したものでなくてはならない。
4. 本誌には、総説、原著、教育論文、症例報告、学術報告および会務にかかわる報告、雑録などを掲載する。総説、教育論文は、投稿原稿の中から編集委員会が採択したもの、または編集委員会が執筆を依頼したものとし、原著、症例報告については会員の投稿によるものとする。掲載分類表記および掲載内容については、会誌投稿状況により変更できるものとする。
5. 会誌は№1 を 8 月末、№2 を翌年 1 月末の年 2 回発刊する。
6. 投稿論文の採否および掲載分類については、編集委員会で査読し審議の上決定する。

・ 委員会からの原稿の書き直し、訂正に応じない場合や、掲載見合わせなどの事由がある場合は掲載から除外することがある。

7. 掲載された原稿はスライド、X線写真を除き返却はしない。
8. 原則として№1 は初校、№2 は 2 校まで著者校正とする。
9. 本誌掲載の著作物の著作権および複写権は本学会に帰属するものとする。なお、本学会はこれらの著作物の全部または一部を、ネットワーク媒体を含む媒体に掲載および出版することができる。